

令和 6 年 5 月 定 例

教 育 委 員 会 会 議 録

令和6年5月 定例飯館村教育委員会会議録

- 1 招集日時 令和6年5月23日（木）午前9時00分
- 2 招集場所 いいたて希望の里学園 生徒会室
- 3 出席委員
教育委員（教育長職務代理者）高橋 祐一
教育委員 庄司 智美
教育委員 星 弘幸
教育委員 高橋 世津子
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した者 教育課長 高橋 政彦
生涯学習課長 山田 敬行
指導主事 蓮 實 修一

- 6 開 会 午前9時00分
教育課長 ただいまより令和6年5月定例教育委員会を始めたいと思います。

7 日程第1 教育長あいさつ

教育長職務代理者 皆さん、改めましてこんにちは。本日は何かとお忙しい中、5月定例教育委員会へのご出席、誠にありがとうございます。

先ほどは学校の田植ということで、子供たちの体験の様子をご覧いただきましたが、なかなか長靴で田んぼの中で苦勞していた様子が思い浮かべられます。

また今月は、5月18日のいいたてっ子運動会、そして一昨日の5月21日には福島県市町村教育委員会連絡協議会相馬支会の定例総会が開催されまして、皆様にもご臨席をいただきました。誠にありがとうございました。

5月7日ではありますが、福島県市町村教育委員会連絡協議会の定期総会が開催されまして、私が出席してまいりました。その中で、県の義務教育課の川井課長より、「本県教育の現状と課題」ということで講話がありました。

本県教育の主な課題として、次の6項目を挙げられておりました。1番目に学力向上と教員の指導力向上、2番目としましては不登校児童生徒への個別支援の充実、3番目はGIGAスクール構想に関わる計画的な一人一台端末の更新、4番目として人材確保と人材育成、5番目として働き方改革、6番目として不祥事根絶ということで、今年度は喫緊の課題として取り組んでいくということでしたので、皆様におつなぎとご報告をしておきたいと思います。

それでは、本日の議事日程につきまして慎重なる審議をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

8 日程第2 会期の決定及び書記の指名

教育長職務代理者 日程第2 会期の決定及び書記の指名であります。会期につきましては、令和6年5月23日の1日間、書記については、高橋政彦教育課長を指名したいと思います。よろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

9 日程第3 令和6年4月定例教育委員会会議録の承認について

教育長職務代理者 日程第3 令和6年4月定例教育委員会会議録の承認について、事務局の説明をお願いいたします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 ただいま事務局より、日程第3 令和6年4月定例教育委員会の会議録について説明がありました。皆様からのご意見をいただきたいと思います。

全 員 異議なし。

教育長職務代理者 特にないようでございますので、承認ということであります。

10 日程第4 議案第10号 6月定例議会補正予算について

教育長職務代理者 日程第4 議案第10号 6月定例議会補正予算について、教育課、生涯学習課からございますので、それぞれ担当課からご説明をお願いします。

教育課長 (資料に基づき説明)

生涯学習課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 議案第10号 6月定例議会補正予算について、ただいま担当のから説明がありました。これについて皆様からのご意見をいただきたいと思います。

星委員 今の2件の内容ですが、どこから指摘があつて組み替えたのか、どういう機会に組替えという形になったのか教えてください。

教育課長 教育課は、NRT検査については、手数料が正しいのではないかという見解で委託料から手数料へ組み替えを行うものです。

生涯学習課長 生涯学習課は、業者にイベント等で音響照明を操作してもらう内容で予算科目を委託で当初予算を要求しました。しかし、委託であれば、終了後、業務履行確認の検査を行うことになっていきますが、業者と内容を打合せしたところ、オペレーターが機器を持ってきて音響・照明を操作するという人的サービスの内容が主であり、他市町村では予算科目を手数料で取っている事例が多いということも判明しましたので、今回、予算科目の組み替えということで要求しているところです。

星委員 今回の予算科目の組替えを行わない場合、業務に支障はあるのか。

教育課長 特に問題はありません。事務手続き上のことです。

生涯学習課長 生涯学習課も同様で、業者と村の執行に特に支障はなく、契約書を交わす必要がないなどの会計処理の点もあり、今回、組替えという予算要求をしました。

星委員 手間が減るという考え方でいいですか。ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほかございますでしょうか。ないようですので、承認というこ

とでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

- 11 日程第5 議案第11号 飯舘村立義務教育学校管理規則の一部を改正する規則について
教育長職務代理人 日程第5 議案第11号 飯舘村立義務教育学校管理規則の一部を改正する規則について、ご説明をお願いします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理人 ただいま日程第5 議案第11号について説明がありました。皆様からのご質問、ご意見をお受けしたいと思います。

星委員 今回の変更に伴う対象というのは、義務教育学校の先生方が対象という形でよろしいですか。

教育課長 お見込みのとおりです。学校の先生方はそもそも県の職員であります。飯舘村で働く間は、この飯舘村立義務教育学校管理規則にのっとって働いていただくということになりますので、これは学校の教員の方々に適用されるということになります。

教育長職務代理人 そのほかご質問ございますでしょうか。

この内容が学校の管理全てというか、規則ということですね。総則から雑則まで。

教育課長 そのとおりです。

教育長職務代理人 それでは、日程第5 議案第11号 飯舘村立義務教育学校管理規則の一部を改正する規則については、承認ということよろしいでしょうか。ありがとうございます。

- 12 日程第6 議案第12号 飯舘村一時保育実施要綱の一部を改正する訓令について

教育長職務代理人 日程第6 議案第12号 飯舘村一時保育実施要綱の一部を改正する訓令について、事務局の説明をお願いします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理人 ありがとうございます。

私からよろしいですか。1号、2号、3号認定の要件が分からないので、お願いします。

教育課長 まず1号認定は保護者が働いていても働いていなくても預けられます。これは幼稚園の3・4・5歳児の午前中の教育になります。給食を食べたら帰るとい、昔の幼稚園の方々に該当するのが1号。3・4・5歳が1号になります。
2号は、同じように3・4・5歳ですが、保育が入ってきます。2号に認定されるには、同じ3・4・5歳で、保護者の就労でうちで保育できませんよという方が、幼稚園がお昼を食べるまでだとすると、その後が保育に入ります。その分が認められるということで、2号認定となります。1号と2号は、あくまでも3・4・5歳のみです。

3号認定というのは、3歳未満が3号認定になりますので、2歳の方が3号となっていて、3歳の誕生日が来ると2号に切り替わります。そういう制度になっております。

1号、2号、3号の分け方については以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。それでは、皆様からのご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

星委員 もともと有料という前提で上限があったと思いますが、上限というのを、今制度上12日と定められている計算上の上限を設定するのではなくて、あえて上限を撤廃するというのは何か理由があるのですか。

教育課長 一時保育実施要綱では、飯舘村認定こども園保育料等に関する規則は、1号、2号は4,500円と設定していました。それが保育料の無償化ということ、幼稚園の分についての無償化が全国的に施行され村においてもゼロ円に改正しました。その改正時に一時保育実施要綱の改正が漏れてしまっていたということです。で、上限の設定ではなく撤廃としております。

教育長職務代理者 そのほかございますか。意見ないようですので、日程第6 議案第12号 飯舘村一時保育実施要綱の一部を改正する訓令については、承認ということでもよろしく願いいたします。ありがとうございます。

13 日程第7 議案第13号 飯舘村高等学校等通学費等貸付け要綱の一部を改正する訓令について

教育長職務代理者 日程第7 議案第13号 飯舘村高等学校等通学費等貸付け要綱の一部を改正する訓令について、事務局の説明をお願いいたします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 ただいま事務局から説明がありました。この議案につきまして、皆様からのご質問、ご意見をいただきたいと思います。

私から、該当者はおりますか。

教育課長 おります。現在、原町高校、相馬農業高校、川俣高校、伊達高校の方などがおります。また、通信課程の学生もここから福島まで通っていて、1か月に10日くらい学校へ行くようになるので、日割で計算しています。

教育長職務代理者 ありがとうございます。そのほかございますか。ないようですので、議案第13号 飯舘村高等学校等通学費等貸付け要綱の一部を改正する訓令につきましては、承認ということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

14 日程第8 議案第14号 飯舘村社会教育委員の選任について

教育長職務代理者 続きまして、日程第8 議案第14号 飯舘村社会教育委員の選任について、事務局の説明をお願いいたします。

生涯学習課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 ただいま議案第14号 飯舘村社会教育委員の選任について、事務局から説明がありました。皆様からのご意見をいただきたいと思います。

星委員 選任に関してではないですが、社会教育委員としてのテーマというか課題というか、最近の話題を1つ、何かあれば教えていただければと思います。

生涯学習課長 協議の内容は、生涯学習課所管の主要事業やイベントを予算・決算の概要を説明して、社会教育委員から意見、要望、提案を伺っています。震災前にやっていた事業を復活できないか、1つ例を挙げますとハーフチケット事業という、震災前、飯舘村では音楽や舞台などを見る機会がない、遠いということ

で、チケットの半額程度を助成する事業がありましたが、復活してはどうかという意見がありました。震災から福島市などの避難先で聞く機会が増えたことから、現時点で予算措置は難しいと回答しています、パークゴルフの利用者をもっと増やすために冠大会を開催してはどうかなどの要望もありました。

そういった中で、基本的には生涯学習課の主要な事業の説明がありまして、あとは委員の中から意見なり提案を受けているという状況です。

星委員 ありがとうございます。教育課や学校関係では、全体的な教育大綱などあるべき姿という形でいろいろな計画を策定していますが、社会教育では、何か計画や構想を策定して、事業を進めているのでしょうか。

生涯学習課長 社会教育という概念は、学校・家庭・個人学習以外が全て社会教育や生涯学習となっていますが、現時点で社会教育全般の分野での計画や大綱は策定していません。一方で村の6次総合振興計画では、文化財の継承、文化芸術団体の育成、スポーツ活動の充実など、社会教育、生涯学習の施策の方向性を定めた内容は記載されています。

星委員 学校教育でいうと、ゼロ歳児から9年生まで村で学び、そこから高校や就職も含めて村外に行く方が多くて、その後、飯舘村に戻ってくる方がどれぐらいいるかという話になりますが、その学校が終わってからのつなぎの部分で、いろいろな取組みが大切だと思います。以前、研修会で行った秋田県の大館市では、地域に人が残るために地域の魅力を上げていくという中で、社会教育を広い意味で行っていました。そういう大きな枠組みをつくって、その中でどういうふうにやっていくか、大きなテーマで協議していくのが必要だと思います。そうしないと、個別に個人の意見でどこを目指しているのか、目指すところがなかなか見えない部分があるという気がします。難しいところはあるかもしれないですが、そういった大きなテーマがあると社会教育、学校教育は分かりやすいと思います。学校が終わってから、村全体、村内に関わる人も含めて、どういった教育を目指すのかは、ぜひ教育の専門家の方が多くいらっしゃると思いますので、その力を借りて、飯舘村の社会教育とはこういうことだというのがまとまっていくという気がします。

生涯学習課長 貴重なご意見ありがとうございます。個別の計画では、子ども向けの読書活動計画、男女共同参画計画を策定していますが、村が進むべき社会教育全体的な計画の策定については検討していきたいと思います。

星委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほかございますか。

高橋委員 星委員の意見と関連してですが、社会教育委員の名簿を見て、星委員が言ったように、本当に学校を卒業してから飯舘村に戻ってくる人が少ない状況にありますので、例えば生涯学習課が担当している成人式を、若い人たちをこの社会教育委員のメンバーに入れて、卒業してからそういうことも考えてもらうような、社会教育委員に限らず、そういうことを機に戻ってきてもらえればという思いがあります。

生涯学習課長 生涯学習課としても成人式は、村議会議員や関係団体が参加して、学校を卒業、就職をして村に戻る機会の一つである村主催の事業であり、成人の方

へ村広報誌、国民年金や成人に関する資料等は配付しております。しかし、村の事業や政策などの内容の資料は配付していない現状です。村としては飯舘村公式LINEの登録を増やして、若い人向けの情報発信をする必要があると認識し、成人式は村と若い村民がつながりを持つチャンスの一つと捉えています。これにより社会教育委員への選任につながることは、なかなか難しいですが、若い人の意見を積極的に聞いていきたいと考えています。

高橋委員 自ら手を挙げる方がいないのであれば、村から積極的なアプローチが必要と思います。

生涯学習課長 村内に居住している方が少ないこともあり、新たな選任が難しくなっており、任期終了後の再任をお願いしている状況もあります。適任者がいれば積極的に声をかけていく考えではあります。

教育長職務代理者 そのほかございますか。ないようでございますので、議案第14号飯舘村社会教育委員の選任については、承認としてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

15 日程第9 諸報告について

教育長職務代理者 続きまして、日程第9 諸報告について、事務局の説明をお願いいたします。

教育課長 (資料に基づき説明)

生涯学習課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 ありがとうございます。日程第9 諸報告について説明がありました。皆様からのご意見をお受けしたいと思います。

来月の6月24日の6月定例教育委員会、14時となっております。

教育課長 今まで15時からでしたが、14時に集まっていただいて教科書閲覧をしていただきたいと思います。

教育長職務代理者 教科書閲覧ですね。ありがとうございます。

教育課長 一応会議の始まりは15時に予定しております。その前に皆さんに教科書を、かなり来ていますので閲覧いただいて、後日教科書の会議があるので、事前に見ていただかないと会議で話にならないと思いますので24日に設定しています。

教育長職務代理者 山形研修について、日帰りにするか、宿泊にするか。

教育課長 例年の研修だと、近くであっても泊まりにさせていただいて、いろんな施設を見学・視察したりしております。山形県でいろんな先進的な教育をやっているところをまず見て研修をするという予定としたいと思っております。

宿泊いただいて、次の日の東北六県の研修を受けていただいて帰ってくるというスケジュールを当初考えていましたが、皆様のご意見をいただいて決めていきたいと思います。

教育長職務代理者 では、宿泊か日帰りが決まないと進め方に影響しますので。どうですか皆さん、研修しながら宿泊するのと、大会に集中して日帰りで帰ってくるのと、2つに1つになるかと思いますが、皆さんの意見をいただきたいと思います。

星委員 前回の山形研修を思い出してみたのですが、多分6年前、前日に朝集まって、

視察研修を行って、山形市で宿泊して研修会という形だったので、視察的な要素がありました。

教育長職務代理者 なかなか県外での研修というのはできないので、教育委員会としての視察研修を入れて、宿泊の形で7月の大会を進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。では、そのような方向で進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

教育課長 皆様のご希望に沿うような視察先を検討いたします。では、今のところ全員出席での申し込みでよろしいですか。

全 員 はい。

教育長職務代理者 そのほかの項目について、何かご質問があればお願いします。

高橋委員 わくわくどきどき合宿通学が今年始まると思われますが、スタッフは募集をかけたのですか。

教育課長 メインは教育委員会と生涯学習課にお願いして泊まり等を行います。職員の中でスタッフ募集をかけています。また、福島大学の学生さんにお願いしたいということで依頼は出しておりますが、教育実習の時期と重なってしまっていて、ちょっと難しいというお話を受けています。

高橋委員 地域の方とかは。

教育課長 今まではそれをやっておりましたが、行っておりません。令和4年、令和6年と2回目なので、これを一度精査して、成果をまとめて、今後の7次総の参考資料にしていきたいと思っています。

高橋委員 場所がきこりなので、食事はきこりで用意されるのですか。

教育課長 違います。研修施設にはキッチンがついていて自炊です。

16 日程第10 その他

教育長職務代理者 日程第10 その他に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

教育課長 日程になります。次回6月の日程が6月24日月曜日午後2時からお願いします。7月は7月25日午後3時からを第一候補でお願いします。

全 員 はい。

教育長職務代理者 それでは、日程第10まで審議していただきました。ありがとうございました。

以上で終了しました。ありがとうございました。

17 閉 会

教育課長 皆様、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして令和6年5月定例教育委員会を閉じてまいります。

お疲れさまでございました。

午前10時13分 閉会

上記のとおり相違ありません。

教育委員（教育長職務代理者）

高橋祐一

教育委員

星弘幸

教育委員

庄司智美

教育委員

高橋世津子

書記：教育課長

高橋 政彦